

(別添)

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱（昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知別紙）の
一部改正について【新旧対照表】

下線部分は改正箇所

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>別紙</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>昭和62年7月30日 厚生省発健医第179号</p> <p>最終改正</p> <p>〔令和8年5月15日〕 〔厚生労働省発健生0515第1号〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(以下「精神保健福祉法」という。)第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という。)第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、(削除)結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、感染症外来協力医療機関、精神</p> | <p>別紙</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>昭和62年7月30日 厚生省発健医第179号</p> <p>最終改正</p> <p>〔令和7年5月1日〕 〔厚生労働省発健生0501第1号〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(以下「精神保健福祉法」という。)第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という。)第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、<u>都道府県がん診療連携拠点病院等</u>、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、</p> |

科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、H I V 検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設、小児がん拠点病院、地方衛生研究所等及び喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法（平成 1 4 年法律第 1 4 号）第 9 4 条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 1 2 年厚生省労働省令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

2 (略)

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業（(23)、(24)、(24)の 2）、(25)、(25)の 2）、(30)（(30)の 2）については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 8 条第 1 項に基づき選定し、同法第 1 4 条第 1 項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業（以下「P F I 事業」という。）を含む。）を交付の対象とするものとする。

ただし、東京都及び川崎市が設置する（3）、（4）、（6）のうち施設並びにプリオン検査備品及び牛海綿状脳症（B S E）検査キットを除く設備、（1 4）、（1 5）、（1 9）、(削除)のうち非常用発電機・無停電電源装置を除く設備、(2 8)、(3 1)、(3 3)、(3 4)、(3 6)及び(3 9)に係る整備事業については、交付の対象としない。

また、(30)、(30)の 2）については、令和 6 年度に採択された事業であって、当該医療機関が、感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結

感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、H I V 検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設、小児がん拠点病院、地方衛生研究所等及び喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法（平成 1 4 年法律第 1 4 号）第 9 4 条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 1 2 年厚生省労働省令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

2 (略)

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業（(24)、(25)、(25)の 2）、(26)、(26)の 2）、(31)（(31)の 2）については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 8 条第 1 項に基づき選定し、同法第 1 4 条第 1 項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業（以下「P F I 事業」という。）を含む。）を交付の対象とするものとする。

ただし、東京都及び川崎市が設置する（3）、（4）、（6）のうち施設並びにプリオン検査備品及び牛海綿状脳症（B S E）検査キットを除く設備、（1 4）、（1 5）、(1 9)、(2 0)のうち非常用発電機・無停電電源装置を除く設備、(2 9)、(3 2)、(3 4)、(3 5)、(3 7)及び(4 0)に係る整備事業については、交付の対象としない。

また、(31)、(31)の 2）については、令和 6 年度に採択された事業であって、当該医療機関が、感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結

する場合に限り交付の対象とするものとする。

(1) ～ (18) (略)

(削除)

(19) 平成10年4月9日健医発第640号厚生省保健医療局長通知「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について」の別紙「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が設置する難病医療拠点・協力病院の設備整備事業

(20) 平成10年4月9日健医発第640号厚生省保健医療局長通知「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について」の別紙「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体（都道府県、指定都市及び中核市を除く。）、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置する難病医療拠点・協力病院の設備整備事業に要する費用に対する都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助事業

(21) 平成27年3月30日健発0330第17号厚生労働省健康局長通知「難病相談支援センターの整備について」の別紙「難病相談支援センター施設整備事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が設置する難病相談支援センターの施設整備事業

(22) 平成14年1月31日食発第0131007号厚生労働省医薬局食品保健部長通知「と畜場衛生設備等整備事業について」の別紙「と畜場衛生設備等整事

する場合に限り交付の対象とするものとする。

(1) ～ (18) (略)

(19) 平成16年9月10日健発第09100004号厚生労働省健康局長通知「がん診療施設情報ネットワーク事業の実施について」の別紙「がん診療施設情報ネットワーク事業実施横行」により都道府県、市町村、独立行政法人等が設置する全国がんセンター協議会の構成施設及び都道府県がん診療連携拠点病院の設備整備事業

(20) 平成10年4月9日健医発第640号厚生省保健医療局長通知「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について」の別紙「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が設置する難病医療拠点・協力病院の設備整備事業

(21) 平成10年4月9日健医発第640号厚生省保健医療局長通知「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について」の別紙「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体（都道府県、指定都市及び中核市を除く。）、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置する難病医療拠点・協力病院の設備整備事業に要する費用に対する都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助事業

(22) 平成27年3月30日健発0330第17号厚生労働省健康局長通知「難病相談支援センターの整備について」の別紙「難病相談支援センター施設整備事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が設置する難病相談支援センターの施設整備事業

(23) 平成14年1月31日食発第0131007号厚生労働省医薬局食品保健部長通知「と畜場衛生設備等整備事業について」の別紙「と畜場衛生設備等整備事

業実施要綱」により都道府県及び市町村が設置すると畜場の設備整備事業

業実施要綱」により都道府県及び市町村が設置すると畜場の設備整備事業

(23) 感染症法第38条第1項の規定により厚生労働大臣が指定した者が設置する特定感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業

(24) 感染症法第38条第1項の規定により厚生労働大臣が指定した者が設置する特定感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業

(24) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第一種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業

(25) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第一種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業

(24)の2) 感染症法第60条第2項の規定により第一種感染症指定医療機関の設置者が設置する施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業

(25)の2) 感染症法第60条第2項の規定により第一種感染症指定医療機関の設置者が設置する施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業

(25) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業。ただし、医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。

(26) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業。ただし、医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。

(25)の2) 感染症法第60条第2項の規定により、第二種感染症指定医療機関の設置者が設置する第二種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業。ただし、医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。

(26)の2) 感染症法第60条第2項の規定により、第二種感染症指定医療機関の設置者が設置する第二種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業。ただし、医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。

(26) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化（結核病棟と一般病棟とを併せて1看護単位とすることをいう。以下同じ。）に必要な設備整備事業。ただし、医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に限る。

(27) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化（結核病棟と一般病棟とを併せて1看護単位とすることをいう。以下同じ。）に必要な設備整備事業。ただし、医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に限る。

(26)の2) 感染症法第60条第2項の規定により、第二種感染症指定医療機関の設置者が設置する第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化に必要な設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業。ただし、医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に限る。

(27)の2) 感染症法第60条第2項の規定により、第二種感染症指定医療機関の設置者が設置する第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化に必要な設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業。ただし、医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に限る。

(27) 平成26年3月25日健発0325第9号厚生労働省健康局長通知「造血幹細胞提供推進事業の実施について」の別紙「造血幹細胞提供推進事業実施要綱」により、造血幹細胞提供支援機関（日本赤十字社）が行う臍帯血バンクの設備整備事業

(28) 平成20年5月26日障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療体制整備事業の実施について」の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」により、都道府県及び指定都市が設置する精神科救急情報センターの設備整備事業

(29) 平成12年7月18日健医発第1108号厚生省保健医療局長通知「眼球あっせん機関設備整備事業について」の別紙「眼球あっせん機関設備整備事業実施要綱」により、厚生労働大臣が認める者が設置する眼球あっせん機関の設備整備事業

(30) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱」により、都道府県が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備事業

(30)の2) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱」により、市町村（一部事務組合を含む。）及び医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法第8条の規定に基づく届出をした診療所が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備に要する費用に対する都道府県の補助事業

(31) 平成17年7月7日障発第0707001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療センター整備事業の実施について」の別紙「精

(28) 平成26年3月25日健発0325第9号厚生労働省健康局長通知「造血幹細胞提供推進事業の実施について」の別紙「造血幹細胞提供推進事業実施要綱」により、造血幹細胞提供支援機関（日本赤十字社）が行う臍帯血バンクの設備整備事業

(29) 平成20年5月26日障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療体制整備事業の実施について」の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」により、都道府県及び指定都市が設置する精神科救急情報センターの設備整備事業

(30) 平成12年7月18日健医発第1108号厚生省保健医療局長通知「眼球あっせん機関設備整備事業について」の別紙「眼球あっせん機関設備整備事業実施要綱」により、厚生労働大臣が認める者が設置する眼球あっせん機関の設備整備事業

(31) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱」により、都道府県が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備事業

(31)の2) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱」により、市町村（一部事務組合を含む。）及び医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法第8条の規定に基づく届出をした診療所が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備に要する費用に対する都道府県の補助事業

(32) 平成17年7月7日障発第0707001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療センター整備事業の実施について」の別紙「精

神科救急医療センター整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、その他厚生労働大臣が適当と認める者が設置する精神科救急医療センターの施設整備事業

神科救急医療センター整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、その他厚生労働大臣が適当と認める者が設置する精神科救急医療センターの施設整備事業

(32) 平成19年2月5日健発第0205004号厚生労働省健康局長通知「組織バンクの設備整備事業について」の別紙「組織バンク設備整備事業実施要綱」により、公益性が高いものとして厚生労働大臣が適当と認める者が設置する組織バンクの設備整備事業

(33) 平成19年2月5日健発第0205004号厚生労働省健康局長通知「組織バンクの設備整備事業について」の別紙「組織バンク設備整備事業実施要綱」により、公益性が高いものとして厚生労働大臣が適当と認める者が設置する組織バンクの設備整備事業

(33) 平成19年4月4日老発第0404004号厚生労働省老健局長通知「マンモグラフィ検診精度向上事業の実施について」の別紙「マンモグラフィ検診精度向上事業実施要綱」により都道府県、市町村、厚生労働大臣が適当と認める者がマンモグラフィ画像読影支援システムを整備する設備整備事業

(34) 平成19年4月4日老発第0404004号厚生労働省老健局長通知「マンモグラフィ検診精度向上事業の実施について」の別紙「マンモグラフィ検診精度向上事業実施要綱」により都道府県、市町村、厚生労働大臣が適当と認める者がマンモグラフィ画像読影支援システムを整備する設備整備事業

(34) 平成23年4月1日健発0401第26号厚生労働省健康局長通知「HIV検査・相談室整備事業について」の別紙「HIV検査・相談室整備事業実施要綱」により都道府県、市町村、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置するHIV検査又はエイズに関する相談に必要な施設及び設備整備事業

(35) 平成23年4月1日健発0401第26号厚生労働省健康局長通知「HIV検査・相談室整備事業について」の別紙「HIV検査・相談室整備事業実施要綱」により都道府県、市町村、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置するHIV検査又はエイズに関する相談に必要な施設及び設備整備事業

(35) 平成24年11月15日健発1115第3号厚生労働省健康局長通知「末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業について」の別紙「末梢血幹細胞採取施設設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業

(36) 平成24年11月15日健発1115第3号厚生労働省健康局長通知「末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業について」の別紙「末梢血幹細胞採取施設設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業

(36) 平成25年2月8日健発0208第3号厚生労働省健康局長通知「小児がん拠点病院施設整備事業の実施について」の別紙「小児がん拠点病院施設整備事業実施要綱」により、小児がん拠点病院が行う施設整備事業

(37) 平成25年2月8日健発0208第3号厚生労働省健康局長通知「小児がん拠点病院施設整備事業の実施について」の別紙「小児がん拠点病院施設整備事業実施要綱」により、小児がん拠点病院が行う施設整備事業

(37) 令和6年4月1日健生発0401第2号厚生労働省健康・生活衛生局長通

(38) 令和6年4月1日健生発0401第2号厚生労働省健康・生活衛生局長通

知「地方衛生研究所等施設整備事業の実施について」の別紙「地方衛生研究所等施設整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市、特別区及び地方独立行政法人が行う施設整備事業

(38) 感染症法第15条第5項の規定により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う検査に必要な設備整備事業

(39) 令和2年3月31日健発0331第56号厚生労働省健康局長通知「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器の整備について」の別紙「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う設備整備事業

(交付の対象外費用)

4 この補助金は、次に掲げる施設整備に係る費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
- (2) 3の(5)、(6)、(10)及び(17)の施設に係る門、柵、塀に要する費用
- (3) 既存建物の買収(3の(21)及び(34)の施設については既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- (4) 3の(1)の施設のうち社会復帰活動として行う作業療法及びレクリエーション活動に供する施設(建物を除く。)に要する費用
- (5) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。

ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場

知「地方衛生研究所等施設整備事業の実施について」の別紙「地方衛生研究所等施設整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市、特別区及び地方独立行政法人が行う施設整備事業

(39) 感染症法第15条第5項の規定により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う検査に必要な設備整備事業

(40) 令和2年3月31日健発0331第56号厚生労働省健康局長通知「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器の整備について」の別紙「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う設備整備事業

(交付の対象外費用)

4 この補助金は、次に掲げる施設整備に係る費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
- (2) 3の(5)、(6)、(10)及び(17)の施設に係る門、柵、塀に要する費用
- (3) 既存建物の買収(3の(22)及び(35)の施設については既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- (4) 3の(1)の施設のうち社会復帰活動として行う作業療法及びレクリエーション活動に供する施設(建物を除く。)に要する費用
- (5) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。

合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(6)、(8)、(16)、(21)、(24)、(25)、(30)、
(31)、(34)、(36)及び(37)の施設整備事業

(ア)～(イ) (略)

イ 3の(14)、(15)、(17)、(18)、及び(23)の施設整備事業

ウ～オ (略)

カ 3の(24の2)、(25の2)、及び(30の2)の施設整備事業

(ア)～(イ) (略)

(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、
(22)、(24)、(25)、(26)、(29)、(30)、(32)、(33)、(34)、(35)、(削除)、
(38)及び(39)の設備整備事業

(ア)～(ウ) (略)

イ 3の(17)、(23)、(27)及び(28)の設備整備事業

(ア)～(イ) (略)

ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(6)、(8)、(16)、(22)、(25)、(26)、(31)、
(32)、(35)、(37)及び(38)の施設整備事業

(ア)～(イ) (略)

イ 3の(14)、(15)、(17)、(18)、及び(24)の施設整備事業

ウ～オ (略)

カ 3の(25の2)、(26の2)、及び(31の2)の施設整備事業

(ア)～(イ) (略)

(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、
(20)、(23)、(25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(33)、(34)、(35)、(36)、
(39)及び(40)の設備整備事業

(ア)～(ウ) (略)

イ 3の(17)、(24)、(28)及び(29)の設備整備事業

(ア)～(イ) (略)

ウ 3の(13)及び(20)の設備整備事業

(ア)～(イ) (略)

エ～オ (略)

カ 3の(24の2)、(25の2)、(26の2)及び(30の2)の設備整備事業

(ア)～(イ) (略)

第3表

| 1 区分 | 2 種目 | 3 基準額 | 4 対象経費 | 5 補助率 |
|-----------|-----------|------------------------|---|--------------------------------|
| 精神科 病院 | 初度設 備費 | 厚生労働大 臣が必要と認 めた額 | 精神科病院等の 新設又は増設 (老人性認知症 疾患治療病棟に あつては改築を 含む。)に伴う 初度設備を購入 するために必要 な備品購入費 | 2分の1 (沖縄県に あつては 4分の3) |

ウ 3の(13)及び(21)の設備整備事業

(ア)～(イ) (略)

エ～オ (略)

カ 3の(25の2)、(26の2)、(27の2)及び(31の2)の設備整備事業

(ア)～(イ) (略)

第3表

| 1 区分 | 2 種目 | 3 基準額 | 4 対象経費 | 5 補助率 |
|-----------|-----------|--|---|--------------------------------|
| 精神科 病院 | 初度設 備費 | 各施設ごとに 次により算出 された額の合 計額 12,900円×厚 生労働大臣の 認めた病床数 ただし、老人 性認知症疾患 治療病棟にあ つては 161,000円 ×厚生労働大 臣の認めた病 | 精神科病院等の 新設又は増設 (老人性認知症 疾患治療病棟に あつては改築を 含む。)に伴う 初度設備を購入 するために必要 な備品購入費 | 2分の1 (沖縄県に あつては 4分の3) |

| | | | | | | | | | |
|------------|---------|---|--|------------------------|--|---------|--|--|------------------------|
| | その他の設備費 | 各施設ごとに次により算出された額の合計額 老人性認知症疾患治療病棟 (1)特殊浴槽設備 厚生労働大臣が必要と認めた額 (2)リハビリテーション設備 厚生労働大臣が必要と認めた額 | 患者の入浴及びリハビリテーションの設備を整備するために必要な需用費(消耗品費)、備品購入費及び工事請負費 | 2分の1 (沖縄県にあっては4分の3) | | その他の設備費 | 床数 各施設ごとに次により算出された額の合計額 老人性認知症疾患治療病棟 (1)特殊浴槽設備 4,407,000円 × 該当施設数 (2)リハビリテーション設備 1,452,000円 × 該当施設数 | 患者の入浴及びリハビリテーションの設備を整備するために必要な需用費(消耗品費)、備品購入費及び工事請負費 | 2分の1 (沖縄県にあっては4分の3) |
| 精神保健福祉センター | 初度設備費 | 次により算出された額の合計額 (1)A級の場合 厚生労働大臣が必要と認めた額 | 精神保健福祉センターの新設に伴う初度設備を購入するために必要な備品購入費 | 2分の1 | | 初度設備費 | 次により算出された額の合計額 (1)A級の場合 4,104,000円 × 厚生労働大臣の認めた新設 | 精神保健福祉センターの新設に伴う初度設備を購入するために必要な備品購入費 | 2分の1 |

| | その他の設備費 | 厚生労働大臣が必要と認めた額 | 特定感染症指定医療機関における新感染症等の重症患者への集中治療体制の強化に必要な設備を購入するために必要な備品購入費 | 定 額 | | | 臣の認めた病床数 | 購入費 | |
|--------------|---------|----------------|--|------------------------|--------------|---------|--|--|------------------------|
| | その他の設備費 | 厚生労働大臣が必要と認めた額 | 特定感染症指定医療機関における新感染症等の重症患者への集中治療体制の強化に必要な設備を購入するために必要な備品購入費 | 定 額 | | その他の設備費 | 厚生労働大臣が必要と認めた額 | 特定感染症指定医療機関における新感染症等の重症患者への集中治療体制の強化に必要な設備を購入するために必要な備品購入費 | 定 額 |
| 第一種感染症指定医療機関 | 初度設備費 | 厚生労働大臣が必要と認めた額 | 第一種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費 | 2分の1 （沖縄県にあっては4分の3） | 第一種感染症指定医療機関 | 初度設備費 | 各施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000円 ×厚生労働大臣の認めた病床数 | 第一種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費 | 2分の1 （沖縄県にあっては4分の3） |
| 第二種感染症指定医療機関 | 初度設備費 | 厚生労働大臣が必要と認めた額 | 第二種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費 | 2分の1 （沖縄県にあっては4分の3） | 第二種感染症指定医療機関 | 初度設備費 | 各施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000円 ×厚生労働大臣の認めた病床数 | 第二種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費 | 2分の1 （沖縄県にあっては4分の3） |

| | | | | | | | | | |
|--|-----------------------------------|--|---|--|--|-----------------------------------|--|---|--|
| | 結核病棟 のユニッ ト化に必 要な設備 費 | 次により算 出された額の 合計額 ア. 簡易陰圧 装置 厚生労働大 臣が必要と認 めた額 イ. 感染防御 設備 厚生労働大 臣が必要と認 めた額 | 第二種感染症 指定医療機関の 結核病棟のユニ ット化に必要な 設備を購入する ために必要な備 品購入費 | | | 結核病棟 のユニッ ト化に必 要な設備 費 | 各施設ごと に次により算 出された額の 合計額 ア. 簡易陰圧 装置 4,320,00 円 × 厚生労働大 臣が必要と認 めた病床数 イ. 感染防御 設備 133,000 円 | 第二種感染症 指定医療機関の 結核病棟のユニ ット化に必要な 設備を購入する ために必要な備 品購入費 | |
| | その他 の設備費 | 厚生労働大 臣が必要と認 めた額 | 第二種感染症 指定医療機関に 設置する感染症 病室簡易陰圧装 置を購入するた | | | その他 の設備費 | 4,320,000 円 × 厚生労働大 臣が必要と認 めた病床数 | 第二種感染症 指定医療機関に 設置する感染症 病室簡易陰圧装 | |

| | | | | |
|-----|-----|-----|----------------|-----|
| | | | めに必要な備品 購入費 | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

第4表

| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
|--------------|-------|----------------|---|------------------------|
| 第一種感染症指定医療機関 | 初度設備費 | 厚生労働大臣が必要と認めた額 | 第一種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費 | 2分の1 (沖縄県にあっては4分の3) |
| 第二種感染症指定医療機関 | 初度設備費 | 厚生労働大臣が必要と認めた額 | 第二種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費 | 2分の1 (沖縄県にあっては4分の3) |

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----------------------|-----|
| | | | 置を購入するために必要な備品 購入費 | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

第4表

| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
|--------------|-------|--|---|------------------------|
| 第一種感染症指定医療機関 | 初度設備費 | 各施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000円 ×厚生労働大臣の認めた病床数 | 第一種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費 | 2分の1 (沖縄県にあっては4分の3) |
| 第二種感染症指定医療機関 | 初度設備費 | 各施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000円 ×厚生労働大臣の認めた病床数 | 第二種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費 | 2分の1 (沖縄県にあっては4分の3) |

| | | | | | | | | | |
|--------------|-------------------|--|---|------------------------|--------------|-------------------|---|---|------------------------|
| 第二種感染症指定医療機関 | 結核病棟のユニット化に必要な設備費 | 次により算出された額の合計額 ア. 簡易陰圧装置 厚生労働大臣が必要と認められた額 イ. 感染防御設備 厚生労働大臣が必要と認められた額 | 第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化に必要な設備を購入するために必要な備品購入費 | 2分の1 （沖縄県にあっては4分の3） | 第二種感染症指定医療機関 | 結核病棟のユニット化に必要な設備費 | 各施設ごとに次により算出された額の合計額 ア. 簡易陰圧装置 4,320,000円 ×厚生労働大臣が必要と認められた病床数 イ. 感染防御設備 133,000円 | 第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化に必要な設備を購入するために必要な備品購入費 | 2分の1 （沖縄県にあっては4分の3） |
| | その他の設備費 | 厚生労働大臣が必要と認められた額 | 第二種感染症指定医療機関に設置する感染症病室簡易陰圧装置を購入するために必要な備品購入費 | | | その他の設備費 | 4,320,000円 ×厚生労働大臣が必要と認められた病床数 | 第二種感染症指定医療機関に設置する感染症病室簡易陰圧装置を購入するために必要な備品 | |

| | | | | | | | | 購入費 | |
|----------------|---------|---|---|-----|----------------|---------|--|---|-----|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 6 | 3 | の(6)及び(22) | の事業については、5の(2)により算出された額が100千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。 | | 6 | 3 | の(6)及び(23) | の事業については、5の(2)により算出された額が100千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。 | |
| 7 | (1)～(3) | (略) | | | 7 | (1)～(3) | (略) | | |
| (交付の条件) | | | | | (交付の条件) | | | | |
| 7 | (4) | 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、 <u>速やかに</u> 厚生労働大臣等に報告してその指示を受けなければならない。 | | | 7 | (4) | 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、 <u>すみやかに</u> 厚生労働大臣等に報告してその指示を受けなければならない。 | | |
| 7 | (5)～14 | (略) | | | 7 | (5)～14 | (略) | | |

表1 基準単価表 [1㎡当たり]

| 施設種別 種別別 | 精神保健医療連携センター | | 精神科病院・病室 (認知症治療病室を除く) | | 精神科病院のうち 認知症治療病室 第二種認知症対応型医療機関 | | 精神科救急 医療センター | | 精神科救急 医療センター | | 精神科病院 認知症治療病室 の対応型医療機関 を除く施設 | | 精神科病院 認知症治療病室 の対応型医療機関 を除く施設 | | 施設種別 種別別 | | |
|-------------|--------------|---------|--------------------------|---------|--------------------------------------|---------|-----------------|---------|-----------------|---------|---------------------------------------|---------|---------------------------------------|---------|-------------|---------|---------|
| | 施設 | 単価 | 施設 | 単価 | 施設 | 単価 | 施設 | 単価 | 施設 | 単価 | 施設 | 単価 | 施設 | 単価 | | | |
| | 及び未満 | 超過 | 及び未満 | 超過 | 及び未満 | 超過 | 及び未満 | 超過 | 及び未満 | 超過 | 及び未満 | 超過 | 及び未満 | 超過 | | | |
| 標準単価 | 244,200 | 252,100 | 236,200 | 231,800 | 205,800 | 200,400 | 239,900 | 232,600 | 246,300 | 231,900 | 200,400 | 258,600 | 235,100 | 235,400 | 251,800 | 238,000 | 198,400 |

※当市7年度以前からの建設事業については事業着手年度の単価を適用する。

表1 基準単価表 [1㎡当たり]

| 施設種別 種別別 | 精神保健医療連携センター | | 精神科病院・病室 (認知症治療病室を除く) | | 精神科病院のうち 認知症治療病室 第二種認知症対応型医療機関 | | 精神科救急 医療センター | | 精神科救急 医療センター | | 精神科病院 認知症治療病室 の対応型医療機関 を除く施設 | | 精神科病院 認知症治療病室 の対応型医療機関 を除く施設 | | 施設種別 種別別 | |
|-------------|--------------|---------|--------------------------|---------|--------------------------------------|---------|-----------------|---------|-----------------|---------|---------------------------------------|---------|---------------------------------------|---------|-------------|---------|
| | 施設 | 単価 | 施設 | 単価 | 施設 | 単価 | 施設 | 単価 | 施設 | 単価 | 施設 | 単価 | 施設 | 単価 | | |
| | 及び未満 | 超過 | 及び未満 | 超過 | 及び未満 | 超過 | 及び未満 | 超過 | 及び未満 | 超過 | 及び未満 | 超過 | 及び未満 | 超過 | | |
| 標準単価 | 227,600 | 271,200 | 219,200 | 215,300 | 191,100 | 188,100 | 235,600 | 225,500 | 229,700 | 215,200 | 186,100 | 245,400 | 218,300 | 233,600 | 211,700 | 164,600 |

※当市5年度以前からの建設事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の2（都市部における1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

| | | |
|------|----------------|----------------|
| 施設種別 | 難病相談支援センター | |
| 構造別 | 鉄筋及び木造 | ブロック |
| 基準単価 | <u>282,000</u> | <u>246,900</u> |

（注）令和7年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の3（冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 暖房設備工事費 | 冷房設備工事費 | 冷暖房設備工事費 |
| <u>21,300</u> | <u>29,800</u> | <u>37,400</u> |

（注）令和7年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の4（浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

| |
|---------------|
| 難病相談支援センター |
| <u>51,300</u> |

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和7年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の2（都市部における1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

| | | |
|------|----------------|----------------|
| 施設種別 | 難病相談支援センター | |
| 構造別 | 鉄筋及び木造 | ブロック |
| 基準単価 | <u>261,900</u> | <u>229,200</u> |

（注）令和6年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の3（冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 暖房設備工事費 | 冷房設備工事費 | 冷暖房設備工事費 |
| <u>19,800</u> | <u>27,700</u> | <u>34,700</u> |

（注）令和6年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の4（浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

| |
|---------------|
| 難病相談支援センター |
| <u>47,600</u> |

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和6年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

| 暖房設備工事費 | 冷房設備工事費 | 冷暖房設備工事費 |
|---------------|---------------|---------------|
| <u>22,400</u> | <u>31,300</u> | <u>39,300</u> |

（注）令和7年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の6（都市部における浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

| |
|---------------|
| 難病相談支援センター |
| <u>53,900</u> |

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和7年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

（略）

別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

| 暖房設備工事費 | 冷房設備工事費 | 冷暖房設備工事費 |
|---------------|---------------|---------------|
| <u>20,800</u> | <u>29,100</u> | <u>36,400</u> |

（注）令和6年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の6（都市部における浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

| |
|---------------|
| 難病相談支援センター |
| <u>50,000</u> |

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和6年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

（略）